

【提出上の注意】

既に受付済みの制度導入・適用計画について変更が生じる場合には、変更日の前日までに人材開発支援助成金制度導入・適用計画変更届（制度導入様式第2号）に変更した内容を証明できる書類を添えて提出してください。なお、変更届を提出せずに制度を実施した場合は助成の対象となりません。

【記入上の注意】

- 各欄とも、この計画届の提出日における現況を記入してください。
- 1欄について、セルフ・キャリアドック制度、教育訓練休暇等制度、技能検定合格報奨金制度、社内検定制度について書類を提出する場合は「申請する事業所」についてを、業界検定制度について提出する場合は「申請する事業主団体等について」それぞれ記入してください。
- 2欄について、セルフ・キャリアドック制度、教育訓練休暇等制度、技能検定合格報奨金制度、社内検定制度について書類を提出する場合は「主たる事業所(※)」の雇用保険適用事業所番号を、業界検定制度について提出する場合は「事業主団体等の雇用保険適用事業所番号」をそれぞれ記入してください。
- 3欄について、セルフ・キャリアドック制度、教育訓練休暇等制度、技能検定合格報奨金制度、社内検定制度について書類を提出する場合は「主たる事業所(※)」の労働保険番号を、業界検定制度について提出する場合は「事業主団体等の労働保険番号」をそれぞれ記入してください。
(※)主たる事業所とは、登記簿謄本に記載されている事業所を指します。ただし、主たる事業所が雇用保険適用事業所でなく事業実態がない場合は、任意の雇用保険適用事業所を主たる事業所とすることができます。

- 5欄は、次のAからTまでの産業分類から選択し、アルファベットを記入してください。

*業界検定制度についての書類を提出する場合は5欄の記入は不要です。

【総務省編日本標準産業分類（大分類）】

- | | |
|-----------------|---------------------|
| A 農業・林業 | K 不動産業、物品賃貸業 |
| B 漁業 | L 学術研究、専門・技術サービス業 |
| C 鉱業、採石業、砂利採取業 | M 宿泊業、飲食サービス業 |
| D 建設業 | N 生活関連サービス業、娯楽業 |
| E 製造業 | O 教育、学習支援業 |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業 | P 医療・福祉 |
| G 情報通信業 | Q 複合サービス業 |
| H 運輸業、郵便業 | R サービス業（他に分類されないもの） |
| I 卸売業、小売業 | S 公務（他に分類されるものを除く） |
| J 金融業、保険業 | T 分類不能の産業 |

- 7欄のアには、企業全体の常時雇用する労働者数を記入してください。「常時雇用する労働者」とは2ヵ月を超えて雇用される者であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者と概ね同等であるものをいいます。
7欄のイには、企業全体の雇用する被保険者数を記入してください。「企業全体の雇用する被保険者数」とは人材開発支援助成金（制度導入関連）の助成対象者となる者です。（7欄アの人数から、期間の定めがあつて雇用される者、短時間等労働者及び派遣労働者を除いた人数を記載願います。）

*業界検定制度についての書類を提出する場合は7欄の記入は不要です。

- セルフ・キャリアドック制度、技能検定合格報奨金制度、社内検定制度についての書類を提出する場合、7欄の「企業全体の雇用する被保険者数」に応じて、以下の表を満たす必要があります。
業界検定制度について提出する場合は3以上の構成事業主を選定し、その各構成事業主が雇用する被保険者の合計が30名を最低適用人数とします。

企業全体の雇用する被保険者数	助成に必要な適用人数(最低適用人数)
50人以上	5人以上
40人以上50人未満	4人以上
30人以上40人未満	3人以上
20人以上30人未満	2人以上
20人未満	1人以上

- 教育訓練休暇等制度についての書類を提出する場合、7欄の「企業全体の雇用する被保険者数」に応じて、以下の表を満たす必要があります。

企業全体の雇用する被保険者数	助成に必要な適用日数(最低適用日数)
50人以上	25日以上
40人以上50人未満	20日以上
30人以上40人未満	15日以上
20人以上30人未満	10日以上
20人未満	5日以上

- 13欄は、セルフ・キャリアドック制度の導入・適用を予定している事業主であり、ジョブ・カードセンター（ジョブ・カードサポートセンターを含む。以下同じ。）による支援を希望している場合（支援を受けている場合も含む）、「はい」に☑をつけ、ジョブ・カードセンター名を記載してください。